

部活動指導員の任用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市立中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）における部活動の指導体制の充実を図るとともに、教員の部活動の指導に係る負担を軽減するため、学校に配置する部活動指導員（学校教育法施行規則『昭和22年文部省令第11号』第78条の2『第79条の8第2項の規定により準用する場合を含む。』に規定する部活動指導員をいう。以下同じ。）の任用等に関し、大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大分市条例第32号）、大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則（令和元年大分市規則第43号）及び大分市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年大分市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分等)

第2条 部活動指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の規定により採用される職員とする。

2 部活動指導員は、教育部体育保健課に所属する。

(職務)

第3条 部活動指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 部活動の技術的な指導に関すること。
- (2) 大会及び練習試合等に係る生徒の引率及び監督に関すること。
- (3) 部活動の管理及び運営に関すること。
- (4) 安全及び障害予防に関する指導に関すること。
- (5) 生徒指導に係る対応に関すること。
- (6) その他校長が部活動の指導に必要と認める業務

(勤務時間等)

第4条 部活動指導員は、教育委員会が指定した学校において、校長が定める部活動実施日に勤務する。

- 2 部活動指導員の勤務時間は、原則として1日につき7時間45分を超えない範囲内で、校長が決定するものとする。ただし、勤務時間の合計時間数は、1月につき32時間かつ1年につき336時間を超えてはならない。

(出勤管理)

第5条 部活動指導員の出勤管理は、指導計画書及び実績報告書(別記様式)により行うものとする。

- 2 校長は、その月の指導計画を決定したときは、あらかじめ指導計画書を体育保健課に提出するものとする。

- 3 校長は、指導計画書兼実績報告書を作成したときは、体育保健課を通じて教育総務課へ提出するものとする。

(服務)

第6条 部活動指導員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則及びこの要綱に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

- 2 部活動指導員は、その職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- 3 部活動指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(免職)

第7条 教育委員会は、部活動指導員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合

(2) 心身の故障のため、勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、部活動指導員に必要な適格性を欠く場合

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(任用)

第8条 部活動指導員は、学校教育に関する理解があり、部活動における実技指導に関して専門的な知識及び技能並びに指導経験を有し、かつ、生徒への適切な指導ができる者であって、校長の推薦を受けたもののうちから選考の上任用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部活動指導員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。